

議案第 65 号

損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の額 7,402,000 円

2 損害賠償の相手方

住 所 ■■■■■■

会社名 大阪瓦斯株式会社

代表者 代表取締役社長 ■■■■■■

3 事件の概要

平成 27 年 5 月 9 日午前 10 時頃、羽曳野市西浦 3 丁目 1962 番地の 1 付近国道 170 号の歩道部分において、老朽化した水道配水管の破損箇所から多量の水が漏出し、相手方ガス管を破損させたもの。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄